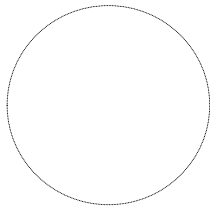


(受付印)

原動機付自転車の改造等に係る申立書

令和 年 月 日

(宛先)
京都市長

納税義務者 (所有者)	住 所 (所在地)	電話番号 — —
	氏 名 (名 称)	

原動機付自転車の改造等を行ったので、裏面の留意事項を確認したうえ、下記のとおり申し立てます。

記

1 改造した車両

車名		型式	
車台番号			
標識番号	京都市 (種別：)		

2 改造による変更内容等

排気量・ 定格出力	変更前	C C ・ W ⇒ 変更後 C C ・ W	
	☐ エンジンの 載せ替え	変更後の原動機の型式番号	変更後の原動機のメーカー
	☐ エンジン内部 のボーリング	変更後の排気量の計算式	
	☐ その他の場合		
輪距	変更後	mm	※変更後の輪距がわかる写真を添付すること
上記以外の変 更内容			

3 改造を行った者

改造を行った者 ☐ 所有者 ☐ 業者 ☐ その他 ()	住 所 (所在地)	電話番号 — —
	氏 名 (名 称)	

※本市処理欄

改造後の車両の標識番号	京都市 (種別：)
-------------	------------

留 意 事 項

- 1 改造を行ったことを示す書類（品目等が記載されている領収書、取付キットの説明書など）がある場合は、その写しを挙証資料として提出してください。
- 2 第1種原動機付自転車について、改造に伴い総排気量が50cc（電気を主動力とする場合は、定格出力が0.6kw）を超えた場合は、第2種原動機付自転車（乙又は甲）として課税し、課税標識（ナンバープレート）を交付しますが、課税標識はあくまで軽自動車税を課していることを示すものであり、**第1種原動機付自転車の法定速度である30km/hを超えて道路運行の用に供すること及び二人乗り等を許可したものではありません。**
- 3 第1種原動機付自転車について、輪距を変更したことなどに伴い、第1種原動機付自転車のうち「ミニカー」として課税する場合、課税標識（ナンバープレート）を交付しますが、課税標識はあくまで軽自動車税（種別割）を課していることを示すものであり、**第1種原動機付自転車の法定速度である30km/hを超えて道路運行の用に供すること及びヘルメットの非着用等を許可したものではありません。**
- 4 この申立てに関する改造内容について、本市が責任を負うものではありません。
- 5 改造内容に疑義がある場合は、改造を行った方及び当該原動機付自転車の所有者の方に問合せをさせていただくことがあります。
- 6 排気量の計算については、次の計算式（小数点以下切捨て）を参照してください。

排気量（cc）＝ シリンダーの内径面積（ cm^2 ）× ピストン行程（cm）× 気筒数

※シリンダーの内径面積（ cm^2 ）＝内径の半径（cm）× 内径の半径（cm）× 3.14（円周率）